

第54号議案

和解及び損害賠償の額を定める件

令和8年8月30日午後5時10分頃、市道福住上三草線（加東市下三草627番155）において発生した市道区域からの倒木による通行車両の損壊について、下記のとおり和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議決を求める。

令和8年9月28日提出

加東市長 岩 根 正

記

1 和解の件

市道福住上三草線（加東市下三草627番155）において発生した倒木による通行車両の損壊について、市が損害賠償金を相手方に支払うことにより、双方とも異議申立及び請求を行わないこと。

2 損害賠償の額を定める件

損害賠償額 金1,566,140円

3 和解及び損害賠償の相手方

第54号議案 説明資料

1 損害賠償の当事者

起因者 加東市社50番地

加東市

加東市長 岩 根 正

被害者

2 損害賠償の内容

損害賠償額 1,566,140円

なお、損害賠償額の全額を全国町村会総合賠償保険で対応（支払）

3 位置図



4 状況等

市道福住上三草線(加東市下三草627番155)を被害者車両が南進していたところ、市道区域から木が倒れ、車両を直撃した。その結果、フロントガラス及びその周辺が損傷した。なお、被害者に怪我等はない。

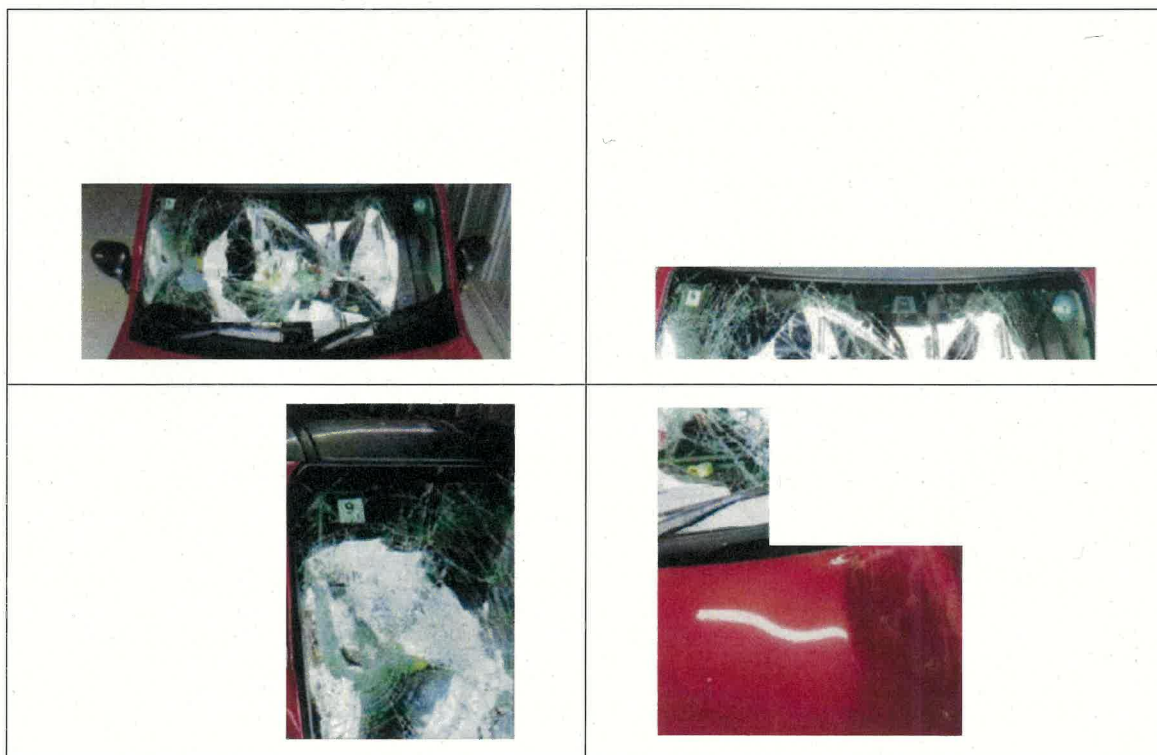
【道路パトロールの状況】毎月1回 受託事業者が全ての市道において点検走行
令和8年8月度道路パトロール：令和8年8月17日



道路パトロール時のドライブレコーダーの画像

※受託事業者より、「異常は確認できなかった」と報告を受けている。

【車両の損傷状況】



【安全対策】

- (1) 倒木が発生した付近の樹木（中・低木は除く）については伐採作業を実施済み。
- (2) 道路パトロールの受託事業者に、倒木のおそれのある樹木がないか重点的に安全確認するように指示し、安全点検を実施済み。（令和8年9月9日実施）

【車両を直撃した倒木の様子】

相手方のドライブレコーダーの画像 令和8年8月30日 午後5時10分頃

①



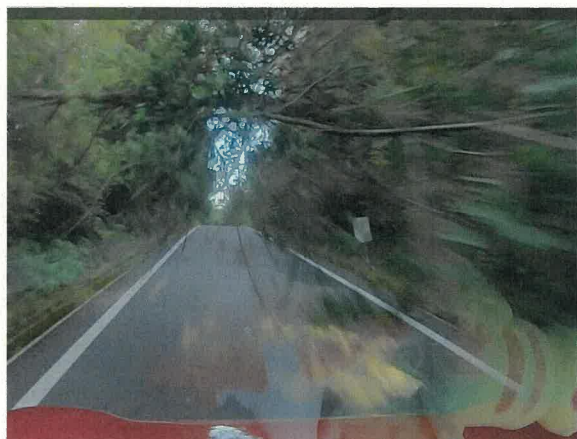
②



③



④



⑤



⑥

